

**パレスチナ
ジェリコ及びヨルダン溪谷における
廃棄物管理能力向上プロジェクト
実施協議報告書**

平成17年10月

(2005年)

**独立行政法人国際協力機構
地球環境部**

序 文

日本国政府は、パレスチナ暫定自治政府の要請に基づき、パレスチナ「ジェリコ及びヨルダン渓谷における廃棄物管理能力向上プロジェクト」を実施することを決定しました。

独立行政法人 国際協力機構は、プロジェクト開始に向けた協議を行うため、2004年9月に要請背景調査、2005年2月にプロジェクト形成調査を実施しました。さらには、2005年7月には、当機構地球環境部第二グループ長升本潔を団長とする、事前調査団を現地に派遣しました。

調査団は、本件の背景を確認するとともに、パレスチナ暫定自治政府の意向を聴取し、かつ現地踏査の結果を踏まえ、本協力に関するM/Mに署名しました。

本報告書は、同調査団の調査・協議結果を取りまとめたものであり、今後の技術協力実施にあたって、関係方面に広く活用されることを願うものです。

ここに調査団の各位をはじめ、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成17年10月

独立行政法人国際協力機構

地球環境部長 富本 幾文

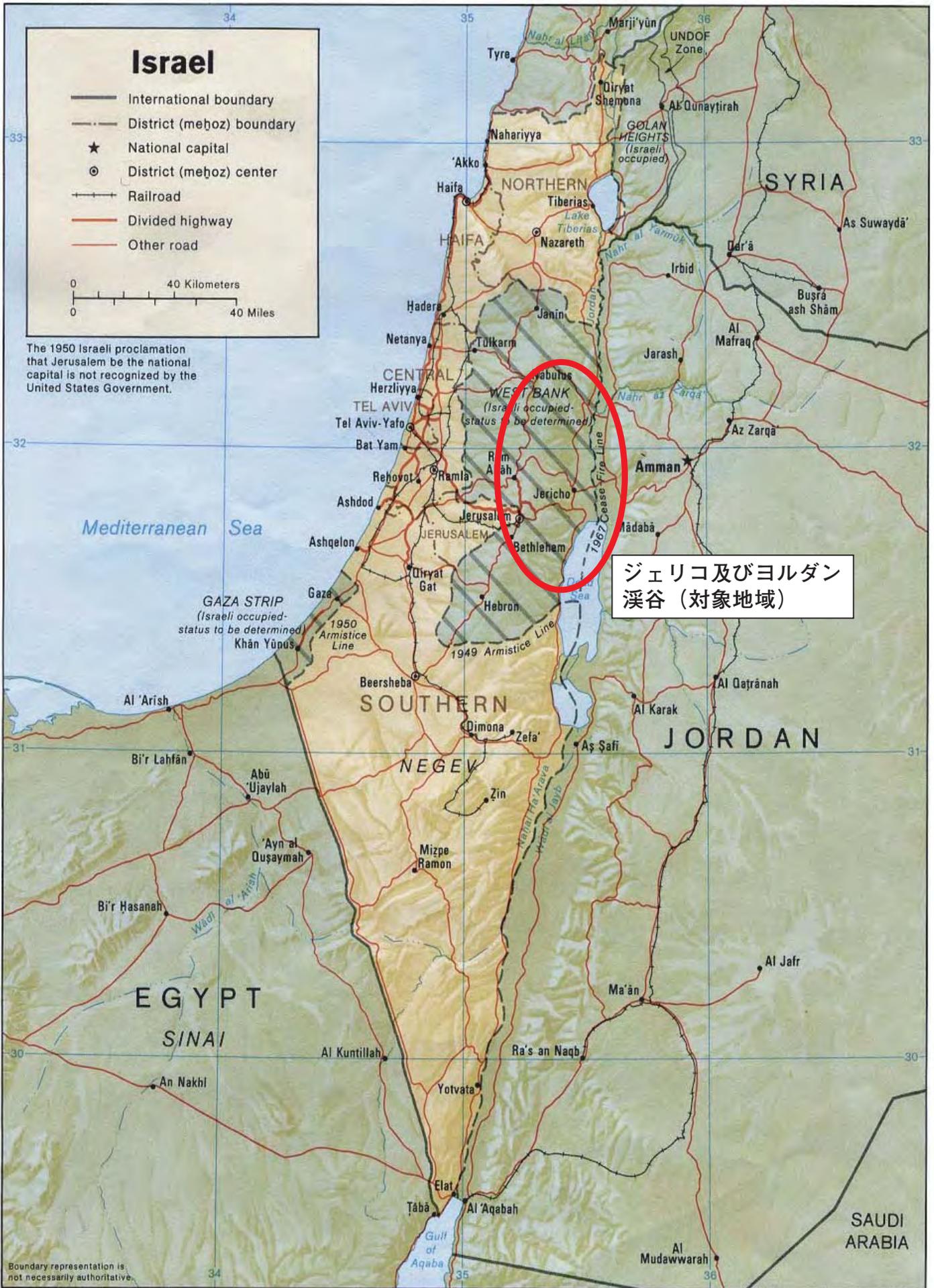
目 次

序 文
略語一覧
地 図
写 真

第 1 章 事業事前評価表	1
第 2 章 実施協議調査の概要	9
2 - 1 調査の背景	9
2 - 2 調査の目的	9
2 - 3 調査団の構成	9
2 - 4 派遣期間	10
2 - 5 調査日程	10
2 - 6 調査結果	10
2 - 7 団長所感	12
2 - 8 団員所感（廃棄物管理・吉田国際協力専門員）	15
2 - 9 主要面談者	16
付属資料	
1. 討議議事録（R/D）	21
2. 協議議事録（M/M）	35
3. 「パレスチナ・ジェリコ市廃棄物管理能力向上支援」 技術協力プロジェクト形成調査報告書（2005年5月）	46
4. パレスチナ西岸地区 環境・廃棄物分野企画調査報告（2004年11月）	61

略 語 一 覧

略語	名 称	日本語
CD	Capacity Development	キャパシティ・ディベロップメント
CIDA	Canadian International Development Agency	カナダ国際開発庁
C/P	Counterpart	カウンターパート
EQA	Environmental Quality Authority	環境保護局
EU	European Union	欧州連合
GTZ	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit	ドイツ技術協力公社
JCC	Joint Coordination Committee	合同調整委員会
JCspd	Joint Councils for Services, Planning and Development	広域行政計画開発カウンシル
JSC	Joint Service Councils	広域行政カウンシル(JCspdの前身)
KfW	Kreditanstalt Für Wiederaufbau	ドイツ復興金融公庫
MASHAV	Israel's Center for International Cooperation	イスラエル外務省国際協力センター
M/M	Minutes of Meeting	協議議事録
MoH	Ministry of Health	保健庁
MoLG	Ministry of Local Government	地方自治庁
MoP	Ministry of Planning	計画庁
PCM	Project Cycle Management	プロジェクト・サイクル・マネージメント
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
PNA	Palestinian National Authority	パレスチナ暫定自治政府
PO	Plan of Operation	活動計画
R/D	Record of Discussion	討議議事録
TPO	Tentative Plan of Operation	暫定活動計画
UNDP	United Nations Development Program	国連開発計画
UNEP	United Nations Environment Programme	国連環境計画
UNRWA	United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees	国連パレスチナ難民救済事業機関
WEDO	Water and Environment Development Organization	水環境開発機関(ローカルコンサルティング会社)



ジェリコ及びヨルダン
溪谷 (対象地域)

Boundary representation is not necessarily authoritative.



環境保護局 (EQA) との打合せ
(2005年6月27日)



Italian Cooperation との打合せ
(2005年6月27日)



地方自治庁 (MoLG) との打合せ
(2005年6月27日)



MoLG/広域行政計画開発カウンスル (JCspd) 局との打合せ
(2005年6月27日)



ジェリコ市処分場
(2005年6月29日)



ジェリコ市処分場2
(2005年6月29日)



ジェリコ市収集車
(2005年6月29日)



プロジェクトオフィス候補地
(2005年6月29日)



ジェリコ市役所での打合せ
(2005年6月29日)



国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) との打合せ
(2005年7月1日)



UNRWA難民キャンプ内廃棄物収集コンテナ
(2005年7月1日)



討議議事録 (R/D) 署名式
(2005年7月2日)

第1章 事業事前評価表

1. 案件名 「パレスチナ・ジェリコ及びヨルダン渓谷における廃棄物管理能力向上プロジェクト」	
2. 協力概要	
<p>(1) 協力内容</p> <p>ジェリコ及びヨルダン渓谷地域において持続的で衛生的な廃棄物管理システムがパレスチナ側自身の手によって確立され維持する能力を獲得するために、①現状把握のための実態調査と改善のための提言（第1年次）、②実態調査結果に基づく改善のためのアクションプランの策定（第2年次）、③アクションプランに基づく改善策実施（第2年次から第3年次）、について支援を行う。具体的な課題の詳細は実態調査の結果及びカウンターパート（C/P）のイニシアチブによって明確にされるが、以下の3分野が主たる対象となると想定される。</p> <p>① 廃棄物収集・運搬能力強化と合理化</p> <p>② 現地の条件に応じた適正技術による衛生埋立処分（既存埋立処分場改善）</p> <p>③ 以上を担う広域廃棄物管理組織の確立</p> <p>併せて、セミナーや研修を通じて、これらの改善事例をパレスチナの他地域に1モデルとして普及する。</p>	
(2) 協力期間 2005年9月～2008年8月（3年間）	(3) 協力総額 2億7,000万円
(4) 協力相手先機関 地方自治庁（MoLG）、ジェリコ及びヨルダン渓谷における広域行政計画開発カウンシル（JCspd）	(5) 国内協力機関 法人一括契約を予定
(6) 裨益対象者 直接には、ジェリコ及びヨルダン渓谷地域におけるJCspdメンバーである自治体（ジェリコ県、ナブルス県及びトゥバス県の市町村）及び住民（約4万2,000人）。間接にはパレスチナの廃棄物管理に係る全JCspd及び全住民（約370万人）。	
3. 協力の必要性・位置づけ	
<p>(1) 現状及び問題点</p> <p>パレスチナはヨルダン川西岸地区（5,800km²、234万人、11行政区域）とガザ地区（365km²、136万人、5行政区域）の2つの地区に分かれており、全体で約370万人の人口を擁する。中央のパレスチナ暫定自治政府（PNA）の下、両地区で計16の行政区域（Governorate：県に相当）に分れ、全行政区域で119の地方自治体と251の村落がある。PNAの統治はガザ及び西岸地区の全域に及んでいるわけではなく、パレスチナ人の居住する都市や村落といった「点」の統治であり、それ以外の地域はイスラエルの占領下であり、出入国管理や土地利用は専らイスラエルが行っている。</p> <p>パレスチナにおける廃棄物管理行政は、このような統治の現状を反映して、地方自治体（Municipality）及び村落カウンシルが廃棄物管理事業の実施に関する直接の責任を有している。地方自治法（1997年）では、村落カウンシルなどの小規模自治体が、地方行政サービスに関する自治体の連合により「広域行政カウンシル（JSC）」を組織することを認めており、</p>	

廃棄物管理事業についても、独力では実施が困難な小規模自治体が結集してJSCを結成し、共同でゴミ処理事業を行うなどの方策がとられてきた。しかし、JSCは行政サービスの種類によって参加自治体が異なり、大きな都市は含まれず、あくまで各自治体の自発的な参加に基づくため、限定的な役割しか果たしてこなかった。そのため、現在では「JCspd」として、個別の行政サービスのみならず包括的な広域行政機構として再編整理することをパレスチナにおける地方自治制度改革の基本方針とする方向性がPNAによって打ち出されている。ただし、現状では、JCspdははまだ組織化の段階にあり、必ずしも広域行政機構として機能するまでには至っていない。

パレスチナの廃棄物管理は、人口増加と検問所による交通の障害により、以下のような問題に直面している。①多くの地方自治体では廃棄物の処分場へのアクセスがない。②廃棄物管理事業の経営が必ずしも確立していない自治体が多く、オペレーションコストの増大に伴い財政困難に陥っているケースが多い。③廃棄物管理に携わる人材が不足している。④野焼きや緊急処分場（オープンダンプ）の設置が、人々の健康や環境への負の影響を及ぼすおそれがある。このようにパレスチナでは廃棄物管理に関する不十分な現状の改善は喫緊の課題となっている。

(2) 相手国政府 国家政策上の位置づけ

1999年に暫定自治政府によって公表された「パレスチナ環境戦略（Palestinian Environmental Strategy）」において、廃棄物の不十分な収集（当時67%の収集率とされた）や不適切な最終処分の改善が課題であると指摘されている。しかし、廃棄物管理に関する国家レベルの基本政策、ガイドライン、戦略は未確立であり、法的効力をもつ文書というものが存在しないのが現状である。しかしながら、不適切な廃棄物処理による環境への影響を懸念する声は、パレスチナ領域内のみならず、隣接するイスラエルからもあがっており、現状の改善は、国境を越えた喫緊の課題となっている。パレスチナ領域内において、廃棄物管理能力を向上することは、イスラエル側も賛同の意を表明し、必要に応じて協力する意向を示している。

(3) わが国援助政策、国別事業実施計画上の位置づけ

1) 多国間協議環境作業部会議長国としての役目

わが国は、中東和平支援に係る多国間協議枠組みにおいて、環境作業部会の議長を務めており、これまでに国連開発計画（UNDP）を通じた環境分析機材の供与（ビルゼイト大学）、廃棄物処分場整備の拠出（40万米ドル）を行っている。

2) JICA援助重点分野

廃棄物管理を含む都市衛生の改善は、JICAの対パレスチナ援助重点分野のひとつである「生活基盤改善」に該当する。

4. 協力の枠組み

(1) 協力の目標

1) 上位目標

- ① パレスチナ暫定自治政府において、包括的な廃棄物管理に関する基本政策が確立し、具体的な方針が整備される。
- ② パレスチナ全土の地方都市にジェリコ及びヨルダン渓谷地域をモデルとした効果的な

廃棄物管理システムが普及する。

<指標>1-1) 地方都市の廃棄物管理に関する政策文書

1-2) 上記政策に基づく具体的な方針 (5ヵ年計画など)

2-1) ジェリコ及びヨルダン渓谷におけるセミナー・研修コースの定期開催

2-2) パレスチナ自治政府内におけるジェリコ及びヨルダン渓谷をモデルとした
廃棄物管理の実現

2) プロジェクト目標

① ジェリコ及びヨルダン渓谷地域に持続的で衛生的な廃棄物管理システムが導入される。

② ジェリコ及びヨルダン渓谷地域の改善事例経験が他地域の廃棄物管理の改善に向けたモデルケースとなる。

<指標>1-1) 収集・運搬が改善され、不法投棄が減少する。現地の条件に応じた適正技術による衛生的な埋立処分 (Sanitary Landfill) がなされる。

2-1) 他地域においてジェリコ及びヨルダン渓谷の改善事例が模範例として認識される。

(2) 活動及びその成果 (アウトプット)

①<成果1>

プロジェクトの運営体制が確立する。

<指標1>

1-1) プロジェクト合同調整委員会 (JCC) の設置と定期開催の記録

1-2) プロジェクト実施計画書 (年次計画等) の具体化とプロジェクト・モニタリング及びフィードバックシステム構築

<活動1>

1-1) プロジェクトJCCの設置と定期開催支援

1-2) プロジェクト実施計画の具体化とプロジェクト・モニタリング、及びフィードバックシステムの構築支援

②<成果2>

ジェリコ及びヨルダン渓谷地域における廃棄物管理組織体制が検討され、組織が確立する。

<指標2>

2-1) 廃棄物管理組織の業務分掌の明確化と整備

2-2) 廃棄物管理財務会計システムの確立

2-3) 住民 (難民キャンプを含む) への広報事業

2-4) 都市部と農村部の交流・連携の確立

<活動2>

2-1) 廃棄物管理組織体制の現状把握

2-2) キャパシティ・アセスメントと改善ニーズの把握

2-3) 廃棄物管理組織の業務分掌の明確化と整備

- 2-4) 廃棄物管理財務会計システムの導入
- 2-5) 住民（難民キャンプを含む）への広報体制整備（組織・パンフレットの作成など）
- 2-6) コミュニティ集会の開催
- 2-7) ジェリコ及びヨルダン渓谷地域におけるJCspdメンバーである地方自治体との協議会開催

③<成果3>

ジェリコ及びヨルダン渓谷地域における廃棄物管理の現状が把握される。

<指標3>

- 3-1) 廃棄物管理の実態調査結果（ゴミ質・ゴミ量、収集・運搬、最終処分場、医療廃棄物管理の状況）
- 3-2) 廃棄物管理の現状調査結果についてのワークショップの開催

<活動3>

- 3-1) 既存資料の検討と現状把握調査方針の策定
- 3-2) ゴミ質・ゴミ量調査実施と報告ペーパー作成
- 3-3) 収集・運搬実態調査（不法投棄実態調査を含む）の実施と報告ペーパー作成
- 3-4) 最終処分場実態調査（土壌・地下水汚染実態調査を含む）の実施と報告ペーパー作成
- 3-5) 医療廃棄物実態調査の実施と報告ペーパー作成
- 3-6) 実態調査総括レポートの作成
- 3-7) ワークショップの開催支援

④<成果4>

ジェリコ及びヨルダン渓谷地域における廃棄物管理の改善実行計画（アクションプラン）が策定される。

<指標4>

- 4-1) 上記実態調査に基づく廃棄物管理の改善実行計画（アクションプラン）

<活動4>

- 4-1) 上記実態調査に基づくアクションプラン案の策定
- 4-2) アクションプラン案に基づく、公開ワークショップの開催支援
- 4-3) アクションプランの確定とレポートの作成

⑤<成果5>

アクションプランが実行され、改善の具体化に向けた活動が着手される。

<指標5>

- 5-1) 収集運搬強化に係るマニュアル
- 5-2) 最終処分場改善に係るマニュアル
- 5-3) 改善実施総括レポート（実践を踏まえたパレスチナ暫定自治政府への提言を含む）

<活動 5>

- 5-1) 収集運搬能力の強化とマニュアル・報告ペーパーの作成
- 5-2) 最終処分場改善とマニュアル・報告ペーパーの作成 (汚染モニタリングを含む)
- 5-3) 改善実施総括レポートの作成 (実践を踏まえたパレスチナ暫定自治政府への提言を含む)

⑥<成果 6>

現地国内セミナーが開催され、ジェリコ及びヨルダン渓谷地域の廃棄物管理事業の成果を他地域に普及する取り組みが実施される。

<指標 6>

- 6-1) 現地国内セミナー (現場視察を含む) の開催記録

<活動 6>

- 6-1) パレスチナ全土のJCspd・地方自治体の廃棄物担当者を対象とした現地国内セミナー (現場視察を含む) の開催支援
- 6-2) セミナーテキストの作成

⑦<成果 7>

本邦研修が開催され、廃棄物管理に係る基礎知識が獲得される。

<指標 7>

- 7-1) 本邦研修コース開催記録 (各研修員のレポート・アクションプランを含む)

<活動 7>

- 7-1) パレスチナ全土のJCspd・地方自治体の廃棄物管理担当者を対象とする本邦研修コースのカリキュラム・プログラム作成と案内
- 7-2) 上記コースの実施
- 7-3) 研修員アクションプランに基づくモニタリングとフォローアップの実施

(3) 投 入 (インプット)

① 日本側

- ・ 専門家派遣
総括／キャパシティ・ディベロップメント (CD) 支援、廃棄物管理計画 (都市・農村)、医療廃棄物／環境社会配慮、埋立処分場改善等
- ・ 供与機材
処分場改善、研修用機材 (デスクトップコンピューター、FAX、デジタルビデオカメラ等)
- ・ 研修員受入
初年度 5 名、2 年度以降 10 名／年程度
- ・ 現地活動費
パイロットプロジェクトの費用 (埋立処分場の改善、収集・運搬等)、

② パレスチナ側

- ・ C/P の配置

- ・オフィススペース（家具付）と補助要員、セミナー／ワークショップ会場、プロジェクト実施に必要な土地の提供

(4) 外部要因リスク（満たされるべき外部条件）

① 前提条件

- ・治安が維持され、移動の自由が保障される。
- ・ローカルコンサルタントが現地再委託業務を実施できる

② プロジェクト目標達成のための外部条件

- ・廃棄物処理サービスの主体をJCspdとする政府の方針が変更されない。
- ・難民キャンプの廃棄物について、現行の国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）による一括収集体制が継続する。

③ 上位目標達成のための外部条件

- ・ジェリコ及びヨルダン溪谷地域の廃棄物管理が模範的モデルとしてパレスチナ暫定自治政府に認知され、その普及が政府により奨励される。

5. 評価5項目による評価結果

(1) 妥当性

本プロジェクトは以下の理由から、妥当性が高いと判断される。

- 1999年に暫定自治政府（環境省）によって公表された「パレスチナ環境戦略」（Palestinian Environmental Strategy）において、廃棄物の不十分な収集や不適切な最終処分の改善が課題であると指摘されており、本プロジェクトはこの課題解決に資する。
- パレスチナの廃棄物管理の現状は地下水汚染の危険性をはらんでいる。地下水汚染は、パレスチナのみならず、イスラエルにも悪影響を及ぼす可能性が懸念される。パレスチナにおける廃棄物管理の改善を支援することは、イスラエルにも裨益することであり、イスラエル側も賛同の意を表明し、必要に応じて協力する意向を示している。
- 廃棄物管理を含む都市衛生の改善は、JICAの対パレスチナ援助重点分野のひとつである「生活基盤改善」に該当する。
- 本プロジェクトは相手国関係機関の能力開発に力点を置いており、JICA調査研究報告「開発途上国廃棄物分野のCD支援のために」（2004年11月）で提言された今後の廃棄物分野の協力のあり方に合致している。
- 日本は準好気性衛生埋立処分場（遮水工、覆土、ガス抜き、浸出水処理等）の開発を始め、廃棄物管理において高い技術と豊富な経験を有している。また、複数の自治体による廃棄物管理に係る広域行政の経験も有する。よって、本プロジェクトは日本の経験を生かすことができる。

(2) 有効性

本プロジェクトは以下の理由から、有効性が高いと判断される。

- 本プロジェクトは、組織の確立、現状把握、改善実行計画の策定、計画の実行と改善の具体化、普及の構成となっており、プロジェクト目標達成のために必要なプロセスが組み込

まれている。

- パレスチナ側は、わが国に対して、ゴミ処理機材にかかる無償資金協力を要請している。この無償資金協力が実施される場合には、当該機材は、ジェリコ及びヨルダン渓谷地域のJCspdに優先的に配分される見通しである。外部条件である「廃棄物処理サービスの主体をJCspdとする政府の方針が変更されない」が満たされる可能性が高い。

(3) 効率性

本プロジェクトは以下の理由から、効率的な実施が見込まれる。

- ジェリコ及びヨルダン渓谷地域のJCspdの構成員のひとつであるジェリコ市はこれまで独自に廃棄物管理行政サービスを実施してきた経験を有しており、物的・知的・人的資産をある程度有している。これらを適切に取り込むことにより、効率的に協力を実施することができる。
- 上記の無償資金協力によるゴミ処理機材投入と本プロジェクトが連携することにより相乗効果を発揮することが期待される。
- パレスチナ国別特設研修「ゴミ処理」コース（JICA札幌）において育成してきた多数の帰国研修員が中央と地方の政府機関に在職しており、プロジェクト実施や成果の普及の面でサポートを得ることができる。
- 本プロジェクトと同時期に開始されるJICA技術協力プロジェクト「パレスチナ地方行政制度の改善」では、JCspd職員のための研修を予定している。双方のプロジェクトが相互に連携することで、JCspdの技術面、制度面双方の効率的な能力向上が期待できる。
- 現地ローカルリソースにより、研修活動、調査活動の実施が可能であり、コストをおさえた効率的な投入計画が可能である。

(4) インパクト

本プロジェクトのインパクトは以下のように予測できる。

- 廃棄物管理に限らず、JCspdによる広域行政サービスの提供を促進することは、パレスチナ暫定自治政府による地方行政改革の重要な柱となっている。一方、JCspdによる廃棄物管理は、パレスチナ全土においても新しい試みであり、他の2、3地域で他ドナーの支援の下試行的に実施されているに過ぎない。よって、本プロジェクトに対する期待は大きく、ジェリコ及びヨルダン渓谷地域の廃棄物管理の改善経験をモデルケースとして提示することは、単に廃棄物管理分野のみならず、パレスチナ暫定自治政府の地方行政改革にもインパクトを与える。
- 本プロジェクトでは、本邦研修（ヨルダン川西岸地区全域より参加予定）や現地国内セミナー等を通じて、パレスチナ全土のJCspd・地方自治体を対象とした啓発・普及活動を実施することから、上位目標である「パレスチナ全土の地方都市にジェリコ及びヨルダン渓谷地域をモデルとした効果的な廃棄物管理システムが普及」し、国家レベルの「包括的な廃棄物管理に関する基本政策が確立」するための一助となることが見込まれる。さらに上述のとおり、パレスチナ暫定自治政府によって、本プロジェクトは廃棄物管理のみならず地方行政改革の文脈でも重視されていることから、外部条件である「ジェリコ及びヨルダ

ン溪谷地域の廃棄物管理が模範的モデルとしてパレスチナ暫定自治政府に認知され、その普及が政府により奨励される」が満たされる可能性は十分に高いと言える。

(5) 自立発展性

本プロジェクトを通じた実施機関（ジェリコ及びヨルダン溪谷のJCspd）の能力向上の成果は、以下のとおりプロジェクト終了後も持続するものと考えられ、自立発展性が見込まれる。

- 廃棄物管理に係る能力強化というプロジェクト目的がパレスチナ側によく理解されており、配置されたC/Pの定着が期待できること。
- JCspd単位での広域廃棄物管理がパレスチナ自治政府の基本方針であり、本プロジェクトはそのモデルケースであることから、協力終了後も本プロジェクトに対する暫定自治政府の強いサポートが得られる可能性が高いこと。
- イスラエル側も、環境保全の観点から、ジェリコ及びヨルダン溪谷地域の廃棄物管理の改善に強い関心を有しており、一定の協力が得られることが期待できること。
- 市町村レベルでは、ばらつきはあるものの既にゴミ収集料金徴収制度が存在するため、財政的に持続する廃棄物管理システムが普及する可能性があること。
- パレスチナ暫定自治政府は、廃棄物管理の全国的な普及、衛生埋立処分場の整備を考えている。この実現のためには十分な資金が必要であるが、政府は資金確保の必要性を十分認識し、今後確保のため努力することを表明している。

6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

(1) 廃棄物管理システムを導入、改善することによる住民への負のインパクト（廃棄物の収集・運搬による騒音や交通事故の発生等）の可能性は排除できないが、対象エリアが人口の少ない地方であり、新たに開始される事業の規模は小さく、そのインパクトは発生したとしても非常に小さな規模である。他方、廃棄物管理の導入や改善により環境衛生の改善による大きな正の効果がある。

(2) 家庭ゴミの排出における女性の役割等、ジェンダーに配慮する。

7. 過去の類似案件からの教訓の活用

過去多数の国で実施された開発調査のなかで行われたパイロットプロジェクト（衛生埋立処分場や分別収集等の導入）では、各レベルの関係者に適切にアプローチした場合、C/Pや組織のモチベーションの向上に大きく寄与しており、廃棄物分野でのCDが有効であることが確認されている。特に、本分野の場合、社会面でのキャパシティを向上させるうえで、協力コンポーネントに住民組織の参加や環境教育を含めることの重要性が指摘されており、本プロジェクトでも住民に対する啓発活動を行う予定にしている。

8. 今後の評価計画

- ・2007年2月 中間評価
- ・2008年5月 終了時評価
- ・2011年8月 事後評価

第2章 実施協議調査の概要

2-1 調査の背景

パレスチナでは不完全な自治とイスラエル検問所の存在により、廃棄物管理は以下のような様々な問題に直面している。①多くの地方自治体では、収集サービスが不十分であり、また、廃棄物最終埋立処分場へのアクセスが困難である。そのため、廃棄物の無秩序な投棄が多い。②イスラエルによる建造物の破壊に伴い、廃棄物の量が急増している。③オープンダンプは、環境汚染を引き起こし、人々の健康や環境への負の影響を及ぼしている。④医療廃棄物の不適切な投棄は、公衆衛生上の問題を引き起こしている。⑤収集運搬や埋立処分に必要な機材も技術も人材も不足している。このようにパレスチナでは廃棄物管理に関する厳しい状況下、現状の改善は喫緊の課題となっている。

パレスチナ西岸地区に関しては、治安が一定の安定性を示しているところ、国際ドナーの支援によって廃棄物管理が部分的に改善される方向にある。すなわち、ジェニンを中心とする北部地域については世銀の支援、トゥルカム（西部地域）についてはイタリアの支援、ラマラ（西部地域）についてはドイツの支援、ベツレヘムとヘブロン（南部地域）については、欧州連合（EU）（スペイン等）の支援で廃棄物分野のプロジェクトが動きつつある。このような状況のなかで、残るナブルス～ジェリコ地域（中部地域）について日本からの支援を期待する旨が2004年にパレスチナ自治政府から表明された。この要請を受け、JICAは、2004年9月と2005年2月に現地にて要請背景調査とプロジェクト形成調査を実施し、相手国側と協議を重ねるなかで、ジェリコ市の廃棄物管理分野の対処能力向上（CD）支援のためのプロジェクトを企画立案した。このプロジェクトは、持続的な廃棄物管理を地方自治体が自ら構築するための能力向上を目的としている。

2-2 調査の目的

過去2回行った調査の結果を踏まえ、「パレスチナ・ジェリコ市廃棄物管理能力向上プロジェクト（旧プロジェクト名）」の実施のため、パレスチナ側関係機関との協議、現地視察を行い、下記事項について確認する。また、プロジェクト開始までの手続き及びスケジュールについて打ち合わせを行う。また、先方の合意を得て、討議議事録（R/D）、協議議事録（M/M）に署名する。

2-3 調査団の構成

Name	Field in charge	Period	Affiliation
升本 潔 Mr. Kiyoshi Masumoto	総括 Leader	25/June-5/July	JICA 地球環境部 第二グループ長 Group Director Group II (Environmental Management) Global Environment Department
吉田 充夫 Dr.Mitsuo Yoshida	廃棄物管理 Solid Waste Management	25/June-4/July	JICA 国際協力専門員 JICA Senior Advisor
亀井 直子 Ms. Naoko Kamei	調査監理 Study Monitoring	25/June-5/July	JICA 地球環境部 第二グループ 公害対策第二チーム Environmental Management Team II Group II (Environmental Management) Global Environment Department

2-4 派遣期間

2005年6月26日～7月4日

2-5 調査日程

- 6/26 (日) テルアビブ着、JICA打合せ
- 6/27 (月) (AM) 環境保護局 (EQA)、保健庁、MoLG (R/D、M/M協議)
(PM) MoLG副大臣表敬、イタリアン・コーポレーション
- 6/28 (火) (AM) イスラエル外務省表敬、JCspd局 (MoLG)、
MoLG (R/D、M/M協議)
(PM) MoLG・R/D、M/M協議
- 6/29 (水) (AM) ジェリコ市役所、ジェリコ市廃棄物処分場等視察
(PM) ジェリコ病院
- 6/30 (木) (AM) ジェリコ県知事表敬、ジェリコ市キャパシティ・アセスメント
(PM) MoLG (R/D、M/M協議)、ドイツ技術協力公社 (GTZ)
- 7/1 (金) (AM) UNRWA
(難民キャンプ視察を含む)
- 7/2 (土) (AM) MoLGにて事前打合せ、計画庁 (MoP) にてR/D署名、
意見交換会
- 7/3 (日) 資料整理
- 7/4 (月) 日本大使館表敬、テルアビブ発

2-6 調査結果

(1) プロジェクト内容の修正

当初、ジェリコ市を主な対象地域として、プロジェクトの企画・立案を進めてきていたが、MoLGとの協議のなかで、特定の自治体を対象とするのではなく、広域行政を実施する自治体の合同評議会 (JCspd) を主体としてヨルダン渓谷全域を対象としたプロジェクトを実施してほしい旨要請があった。既に他のドナーの協力の下、いくつかの地域において、各自自治体レベルではなく、JCspdが主体となって廃棄物管理を進めており、また、パレスチナ自治政府の政策の方針として、今後、JCspdレベルでの行政サービスの提供を徐々に促進し、現存の自治体数を削減していくという目標があることから、日本側としてもパレスチナ側の方針に沿った形でプロジェクトを実施することが必要であると判断し、パレスチナ側の要求を考慮した形でプロジェクト内容を再調整した。

主な変更点は以下のとおり

	変更前	変更後
1) プロジェクト名	ジェリコ市廃棄物管理能力向上プロジェクト	ジェリコ及びヨルダン渓谷における廃棄物管理能力向上プロジェクト
2) 実施機関	ジェリコ市役所	JCspd for Solid Waste Management
3) 対象地域	ジェリコ市	ジェリコ市及びヨルダン渓谷全域
4) R/D、M/M署名者	MoLG、MoP、ジェリコ市	MoLG、MoP
5) 専門家（コンサルタント） チーム派遣（暫定）	6分野の派遣	ジェリコ市のみではなく、ヨルダン渓谷全域を対象とすることから、「廃棄物管理」に関しては、urban area（ジェリコを含む都市部担当）とrural area(農村部担当)に分けることとし、計7分野を派遣することとする。

(2) R/D、M/Mの署名

本件技術協力プロジェクトの実施について、先方関係機関と合意し、7月2日、R/DとM/Mの署名を行った。先方署名者は、地方自治庁のフセイン・アルアラジ副大臣、witnessとして、援助窓口機関であるMoPのサミー・アルアベド副大臣、JICAからは升本潔調査団長が署名した（英文のR/D及びM/Mは付属資料参照）。

(3) R/Dで合意したプロジェクトの内容

プロジェクト名： ジェリコ及びヨルダン渓谷における廃棄物管理能力向上プロジェクト

プロジェクト対象者： パレスチナ自治政府における廃棄物管理従事者

協力期間： 3年間（2005年9月1日～2008年8月31日）

プロジェクトの枠組み：（成果、活動、投入については別添R/D及びM/M参照）

上位目標

- 1) パレスチナ自治政府に地方都市の包括的な廃棄物管理に関する基本政策が確立し、具体的な方針が整備される。
- 2) パレスチナ全土の地方都市にジェリコ及びヨルダン渓谷地域をモデルとした効果的な廃棄物管理体制が普及する。

プロジェクト目標

- 1) ジェリコ及びヨルダン渓谷に持続的で衛生的な廃棄物管理システムが導入される。
- 2) ジェリコ及びヨルダン渓谷の改善事例経験が、パレスチナ他都市の廃棄物管理の改善に向けたモデルケースとなる

プロジェクト実施体制

- 1) プロジェクトダイレクター： MoLG副大臣
- 2) プロジェクトマネージャー： MoLG Director General
- 3) 実施機関： ジェリコ及びヨルダン渓谷におけるJCspd
- 4) JCC： R/D記載のとおり

(4) M/Mでの合意事項

- ・ JCspd設置後は、プロジェクトダイレクターは、JCspd議長へ、プロジェクトマネージャーは、JCspdのエンジニアリング部長へ変更する。
- ・ パレスチナ側は、2005年8月末までにJCspdを設置し、エンジニア部門、事務部門のC/P名をJICAへ報告する。
- ・ 本邦研修に関し、パレスチナMoLGは、研修員を推薦することとする。
- ・ MoLGは、関連省庁〔保健庁（MoH）、MoP、EQA、JCspdメンバーである地方自治体〕との連絡調整を行う。
- ・ JICAの環境社会配慮ガイドラインに従う。
- ・ パレスチナ側は他地域向けのセミナー/ワークショップの準備を行う。日本側はワークショップにかかる費用負担を検討する。
- ・ パレスチナの人々の理解促進のためのプロジェクト広報を実施する。
- ・ 妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性の5項目の視点に基づく評価を行う。
- ・ 本プロジェクトにより強化されたJCspdの能力は持続され、社会経済開発に活用される。

2-7 団長所感

今回の実施協議調査では、本件の実施体制・内容についてパレスチナ側と協議・調整を行い、付属資料「討議議事録」にその内容を取りまとめ、署名を行ったが、今後の事業実施に向けてのポイント、留意事項を下記に取りまとめた。

(1) プロジェクトの対象地域

今回の調査では、当初、ジェリコ市を主対象としたプロジェクトの枠組みをパレスチナ側に提示した。しかし、MoLG側は政府の方針として、廃棄物管理は自治体ごとではなく、廃棄物管理のためのJCspdを実施機関として実施することになっており、本プロジェクトも、ジェリコ市でだけではなく、ヨルダン渓谷全域を対象とするべきであるとの強い要望が出された。当方からは、ヨルダン渓谷全域を対象とする妥当性の疑問や治安の問題、まだ設置すらされていないJCspdを実施主体とするものの懸念等を伝えたが、MoLGは副大臣をはじめとして、国家政策としてJCspdを普及していくことが必要であり、今回のプロジェクトもその政策に沿ったものとしてほしいとの強い要請があった。

議論の結果として、パレスチナ側の政策を尊重し、プロジェクトはヨルダン渓谷全域を対象とすること、ただし実際の活動はジェリコ市が中心となるであろうこと、JCspdの設立まではMoLGが本プロジェクトに責任をもつこととし、ヨルダン側が8月末までにJCspdを設立し、具体的なC/P名を日本側に通知することで合意した。

今後、本プロジェクトの実質的な廃棄物管理CDの対象となるジェリコ市の主体性の確保や他の地方自治体との関係に留意する必要がある。

(2) プロジェクトの内容・範囲

パレスチナ側は他のドナーの実施するセミナー等を通じたCDに不信感をもっている様子が伺えた。本プロジェクトにおいてはコンセプトの紹介だけではなく、具体的な実施のための協力がほしい、という要望が寄せられた。当方からは、本プロジェクトは技術協力ではあるが、実務の改善のための支援であることを強調したが、一部の関係者にはまだ十分理解が得られてい

ない可能性がある。こうしたことから、先方では別途派遣予定の無償の機材に係る調査団への期待は非常に高いものがある。ただし、今回協議した高官等は無償機材を活用するためのCDの必要性は強く認識しており、本プロジェクトの重要性は十分理解されているものとする。

今回のプロジェクトを進めていくうえで最大の課題となってくることが予想されるのが、最終処分場の建設問題である。当初、パレスチナ側はジェリコ及びヨルダン渓谷全体を対象とした衛生的な最終処分場の建設を求めてきたが、当方からは本プロジェクトは廃棄物管理の能力強化のための技術協力であり、最終処分場の建設自体はスコープ外である旨繰り返し説明を行い理解を得た。いずれにしても本プロジェクトの範囲内で、JCspdによる廃棄物管理を行っていくうえで、どのような最終処分の形態が最も現実的なのかを検討していくことが必要となるが、最終処分場の新たな建設が必要である、という結論が導かれた場合、建設自体は本プロジェクトのスコープ外とはいえ、その実現をどのように図っていくのか（パレスチナ側は日本の支援を強く希望）本プロジェクトのなかでも検討していくことが必要である。

（３）柔軟な事業実施の必要性

現在のパレスチナの行政機構はまだ不安定かつ弱体であり、今回の調査で判明した突然の実施機関の変更など不確定要素が多く残っている。また、パレスチナ側はJICAの協力にも慣れておらず、われわれの協力内容、進め方が必ずしも十分に理解されているとは言い難い状況である。一方、JICA側にとってもパレスチナという特殊な条件（治安、通関輸送ほか）での協力であり、専門家の派遣・滞在手続きや機材購入・供与等、他国では日常業務として簡潔に処理されている業務について、一つ一つ具体的な実施方法について検討していく必要がある。イスラエルとの関係、その他多くのドナーや関係諸機関との調整等も必要であり、かつ治安情勢は流動的であり、協力のスコープについても見直す必要がいつ生じるか分からないのが現状である。さらに、JICAのジェリコ地域開発のひとつのコンポーネントとして、他の関連案件と連携をとって進めていくことも重要である。こうしたことから、本プロジェクトの実施にあたっては、他国での通常のプロジェクト以上に柔軟な対応が不可欠となってくる。

（４）日本政府／JICAのパレスチナ支援との連携の確保

本プロジェクトは、わが国のパレスチナ支援の一環として行われるものであり、より効果的な協力を実施するためには、他の関連案件との連携を図っていくことが不可欠である。特に本件は、①ジェリコ及びヨルダン渓谷を対象地域として実施されるものであり、JICAのジェリコ地域開発のひとつのコンポーネントとして位置づけられていること、②新たに設立されるJCspdを主対象として協力していくことから地方自治行政改善プロジェクトとの連携が重要なこと、③廃棄物分野で無償資金協力が計画されていること、等から準備・実施段階において密な情報交換・連携が必要である。

（５）関係諸機関との連携・調整の重要性

本プロジェクトは、パレスチナ側の体制として、JCspdを主体とし、地方自治庁がそれをサポートするような形となっている。さらにMoP、MoH、EQA、ジェリコ県等が関係してくる。各々の機関の実施体制は必ずしも整っていないため、実際の事業の実施は前二者がほとんどカバーすることになるが、法律上は他の機関も一部係わってくるためある程度の調整は必要とな

ってこよう。こうした関連機関は、JCCのメンバーとしてリストアップされており、地方自治庁等を通じて調整を行っていくことが現実的である。

イスラエルは本件を始めとする環境関係の協力を強い関心を有している。パレスチナの環境問題（特に地下水汚染）がそのままイスラエルの環境問題となる可能性があるためである。R/D上はパレスチナ側がイスラエルとの調整を実施することになっているが、プロジェクト実施の様々な局面において事務所とも連携をとりながらイスラエル側との調整を行う必要も出てこよう。

また、ドイツ、イタリア、世界銀行等パレスチナで廃棄物分野の協力を実施している他のドナーとの情報交換や連携も視野に入れることが必要である。

なお、ジェリコ市周辺ではUNRWAが管理する2つの難民キャンプに約8,000人の難民が暮らしている。廃棄物についてはUNRWAがキャンプ内の収集を行い、それをジェリコ市が引き取る（二者間の契約による）システムになっている。本プロジェクトのスコープはジェリコ市が廃棄物を引き取る場所からであるが、今後、UNRWAとの連携が必要となってくる可能性がある。

(6) 治安と生活環境

今回の調査期間内にもガザ返還反対派による妨害活動によりハイウェイで玉突き事故が起こるなど、パレスチナを巡る情勢がまだまだ不安定であり、したがって治安状況も流動的な状況にあるのは確かであるが、一方で、検問等は比較的緩やかであり、パレスチナ側での調査活動やイスラエル側での行動でも特に治安上の不安は覚えなかった。限られた滞在期間での感想ではあるが、イスラエルは先進国であり、またパレスチナ側もインフラはある程度整っておりかつ市民の対日感情も良好であり、一般犯罪が大幅に悪化している一部の途上国に比べれば、通常の活動や生活はむしろ快適といえるほどである。

もちろん突然の政情の変化、何らかの突発的な事件によるイスラエル・パレスチナ間の関係悪化等、不安要因は目白押しではあるが、現在のところは、JICA事務所との連絡を密にし、流動的な政治・治安情勢を注視しつつ、夜間の移動や危険地域（イスラエルとパレスチナの接点）への接近を避ければ、通常の専門家やコンサルタントの活動を行っていくことは可能であると考える。ただし、国内移動（含むイスラエル・パレスチナ間）の方法については引き続き検討が必要である。

(7) まとめ

今回の調査では、様々な議論はあったものの、パレスチナ側の要望も取り込み、かつ当方の当初の考え方を最大限生かした形でプロジェクトの枠組みを設定することができたのは大きな成果であったと考える。JICAのジェリコ地域開発のなかでの位置づけも明確となり、他のコンポーネント、特に地方自治行政支援プロジェクトとのより具体的な連携も視野に入るなど、結果としてはよい方向で議論が取りまとめられたものとする。

一方で、本プロジェクトの実行にあたっては、パレスチナ側の理解の促進、日本側の協力の連携、他のドナー/イスラエル側との調整・連携、治安動向の注視、急激な状況変化に対する柔軟な対応等、様々な課題があり、他の関連プロジェクト同様、JICA全体でしっかりサポートしていくことが重要である。また、課題部間の連携を確保するためのメカニズムも必要である。

パレスチナにおいて本格的な支援を実施するためには、パレスチナにおけるJICAの体制の強化が不可欠の課題であることを合わせて強調しておきたい。

2-8 団員所感（廃棄物管理・吉田国際協力専門員）

(1) 本プロジェクト要請機関であるパレスチナ自治政府・MoLGの政策転換に伴う強い要望に基づき、プロジェクトの対象地域が当初想定 of ジェリコ市（人口2万人）から「ジェリコ市を含むヨルダン渓谷全域」（人口4万人以上）に拡大した。そのため、技術協力プロジェクト調査の段階で相手側と合意していたジェリコ市の廃棄物管理能力向上を目的とした技術協力案について大幅な修正が必要となった。すなわち、ジェリコ市の廃棄物管理システムで想定していた都市型の廃棄物管理のみならず、ジェリコ市外の農村地域の中小コミュニティの廃棄物管理についても技術協力の対象として包含する必要が生まれた。

(2) これに伴い、プロジェクトのC/Pについても、主力が現在のジェリコ市廃棄物管理部局に属するエンジニアのみならず、農村部の廃棄物管理を担当するエンジニアも今後任命されることとなった。また、当該地域の全体的な管理組織体制については、自治体やコミュニティを結合した広域組合方式（JCspd）となることが計画されている。ただし、具体的なC/P・エンジニア、JCspd参加自治体、及び組織体制については、現段階では必ずしも明確なものとなっていない。8月末日までに地方自治庁の責任で確定することを確認した。

(3) このようなプロジェクトの前提条件の変更に伴い、当初暫定実施計画案〔プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）と暫定活動計画（TPO）〕に対し以下の補強と修正を行った。

1) 日本側投入として、「廃棄物管理計画専門家」を1名から2名に増員した。1名は都市部（ジェリコ市）の廃棄物管理システムの調査・設計・アクションプラン実施に係る技術協力業務を担当する（当初計画どおり）。他の1名の専門家は農村部の廃棄物管理システムの調査・設計に係る技術協力業務を担当する（増員部分）。すなわち、この両専門家により、ジェリコ市のみならずヨルダン渓谷全域の廃棄物管理に関する総合的な計画（基本計画）の策定支援を行う。

2) ただし、アクションプランの実行によるon-the-job-training（TPOにおける「活動4及び5」）については、本プロジェクトでは当初計画どおり都市部（ジェリコ市）を対象としたものを行うこととした。農村部を含む包括的な事業については、現時点では不確定要素が多いため、プロジェクトの調査結果を待って別途検討することとした。

3) 8月末日にJCspdの参加自治体、組織体制、人員が確定したとしても、実際に組織として機能するようになるためには、一定の期間、試行錯誤を伴う業務調整が不可避であると考えられ、これに対するJICAからの支援（組織のレベル及び制度・社会のレベルのCD支援）も必要となると考えられる。そのため、当初のTPOを修正し、専門家投入計画のうち「総括・CD専門家」を導入期（2005年10～12月）にまず投入し、状況把握とプロジェクト体制確立支援を集中的に行い、その後に専門家チームによる調査コンポーネントの活動を開始することとした¹。

¹先行して廃棄物プロジェクトを実施しているGTZでも、ラマラ地域のJCspdの設立に伴い同様の問題に直面しており、組織体制上の支援を行っているとのことである。

- 4) 併せて、実施機関が未設立C/Pが未確定であるため、キャパシティ・アセスメントについては現段階では限定的なものとならざるを得ない。よって、3)で述べた導入期に「総括・CD専門家」はキャパシティ・アセスメントを改めて実施する必要がある。なお、今回の調査においてはジェリコ市廃棄物管理部局のエンジニアのみを対象に、廃棄物管理のキャパシティ自己評価法についてオリエンテーションを行った。別途8月を目途にジェリコ市からキャパシティ自己評価ペーパーが提出される予定である。
- 5) 本邦国別研修集団型についてはカリキュラム上の補強を行い、「農村部における廃棄物管理」と「広域自治体組合による廃棄物管理」を研修項目（講義と視察）に加えることとした。これに伴い、研修期間を1週間程度延長する必要がある〔国内機関（TIC）との協議が必要〕。

(4) ジェリコとヨルダン渓谷の全域を対象とした最終処分場（landfill）建設の期待が、パレスチナ側から強調された。しかしこれについては、多くの点で具体的な情報が不明であり、本プロジェクトの対象としないこととした。しかし、当該地域全体の廃棄物管理システムを策定するうえで、避けて通れない課題であり、合理的かつ現実的な計画が検討されるなかで、どのような支援が可能か検討する必要がある。

(5) 以上のような技術協力プロジェクトのスコープの拡大は、「ジェリコ・ヨルダン渓谷地域開発」と「地方自治能力向上」をめざすJICA協力プログラムの全体という観点では整合性・合理性があり、前向きの変更であるといえる。よって、プロジェクト実施にあたっては、廃棄物管理の技術面のみならず、地域開発や地方行政能力向上という全体的な観点から常に他プロジェクト・開発調査と連携を図り、総合的に推進していく必要がある。

(6) プロジェクト管理については、コンサルタントに対する業務委託契約による専門家チーム派遣であるとはいえ、上述のように不確定要素が多いため、継続的なプロジェクト・モニタリングとその結果に基づく柔軟な軌道修正が不可欠であると考えられる²。

2-9 主要面談者

(EQA)

Mr. Jameel Motour (Chairman Assistant), Mr. Ahmad Abu Zaher(D.G.), Mr. Zaghlol Samhan, D.G.

(Italian Cooperation)

Dr. Antonio Aloï (Director of the Italian Cooperation), Dr. Amjad Yaagbe (Coordinator at PCU), Ms. Rabab Stepher (Office Manager)

(MoH)

Mr. Mahmoud M.A. Othman.

(MoLG)

Dr. Hussein Al Araj (Deputy Minister, MoLG), Mr. Imad Saed (DG, MoLG), Mr. Ibrahim Abd Elraheem (Director, Ministry of Planning, Mr. Younis Qawasmeh (DG, Minister's

²ヨルダン派遣の環境分野広域専門家がその任にあたるとの考えがあるが、事前にそのTORについて明確にしておく必要がある。

Advisor, MofLG), Mr. Mohamed Nioum (Director, MoLG, Jericho District), Ms. Abla Sa-dat (Director, Human Resources Training)

(イスラエル外務省)

Mr. Meron Reuben (Director, MASHAV), Ms. Dafna Golan (Deputy Director, MASHAV), Ms. Frieda Yovel (Multilateral Peace Talks Coordination and Water Issues), Ms. Beth-Eden Kite (Deputy Director, Palestinian Affairs)

(ジェリコ病院)

Mr. Ibrahim Dajani (Administration Director), Mr. Mustafa Ihmidef (Chief of Biomedical Maintenance Department), Dr. Mohammed Attili (Responsible Pharmacist), Mr. Deaffallahs.w (Head of Environmental Health, MoH)

(ジェリコ市役所)

Mr. Al Dana (Deputy Minister), Mr. Basel Hijazi (Engineer), Mr. Adnan Hamad (Municipality Council Member), Mr. Abed El Jabar Abu Halawa (Head of health and Env. Dep.), Mr. Fadi Ali (PR office, Jericho municipality), Ms. Nadera Moghealer (Director of Mayor's office), Mr. Sameer Joher (municipality member)

(UNRWA)

Shawki Hasan (Foreman), Ms. Sana Mubarak (Project Engineer), Mr. Madith (Field Sanitary Engineer)

(GTZ)

Mr. Suhail Rishmawi (Solid Waste Management Project Advisor)

付 属 資 料

1. 討議議事録 (R/D)
2. 協議議事録 (M/M)
3. 「パレスチナ・ジェリコ市廃棄物管理能力向上支援」技術協力プロジェクト形成調査報告書 (2005年5月)
4. パレスチナ西岸地区 環境・廃棄物分野企画調査報告 (2004年11月)

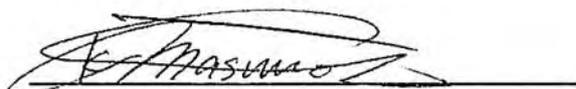
RECORD OF DISCUSSIONS
BETWEEN
JAPANESE IMPLEMENTATION STUDY TEAM
AND
AUTHORITIES CONCERNED OF PALESTINIAN NATIONAL AUTHORITY ON
JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR THE PROJECT FOR CAPACITY DEVELOPMENT ON
SOLID WASTE MANAGEMENT
IN JERICHO AND JORDAN RIVER RIFT VALLEY

The Japanese Implementation Study Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. Kiyoshi Masumoto, visited Palestinian National Authority from June 27 to July 3, 2005 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Project for Capacity Development on Solid Waste Management in Jericho and Jordan River Rift Valley.

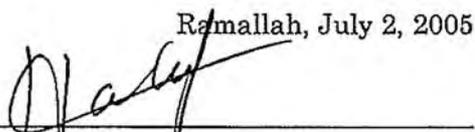
During its stay in Palestinian National Authority, the Team exchanged views and had a series of discussions with the authorities concerned of Palestinian National Authority with respect to desirable measures to be taken by JICA and Palestinian National Authority for the successful implementation of the above-mentioned Project.

As a result of the discussions, the Team and the authorities concerned of Palestinian National Authority agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Ramallah, July 2, 2005



Mr. Kiyoshi Masumoto
Leader,
Japanese Implementation Study Team,
Japan International Cooperation Agency



Dr. Hussein Al-Araj
Deputy Minister,
Ministry of Local Government,
Palestinian National Authority

WITNESS:



Dr. Samih Al-Abed
Deputy Minister,
Ministry of Planning,
Palestinian National Authority

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN JICA AND PALESTINIAN NATIONAL AUTHORITY

1. Palestinian National Authority will implement the Project for Capacity Development on Solid Waste Management in Jericho and Jordan River Rift Valley (hereinafter referred to as "the Project") in cooperation with JICA.
2. The Project will be implemented in accordance with the Project Plan as shown in Annex I.

II. MEASURES TO BE TAKEN BY JICA

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, JICA will take, at its own expense, the following measures according to the normal procedures of the Technical Cooperation Scheme of Japan.

1. DISPATCH OF JAPANESE AND THE THIRD COUNTRY EXPERTS

JICA will provide the services of the Japanese and the third country experts as listed in Annex II.

2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

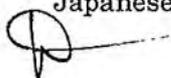
JICA will provide such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in Annex III. The Equipment will become the property of Palestinian National Authority upon being delivered C.I.F.(cost, insurance and freight) to the authorities concerned of Palestinian National Authority at the ports and/or airports of disembarkation.

3. TRAINING OF PALESTINIAN PERSONNEL IN JAPAN AND/OR THIRD COUNTRY

JICA will receive the Palestinian personnel connected with the Project for technical training in Japan and/or third country.

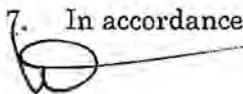
III. MEASURES TO BE TAKEN BY PALESTINIAN NATIONAL AUTHORITY

1. Palestinian National Authority will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through full and active involvement of all related



authorities, beneficiary groups and institutions in the Project.

2. Palestinian National Authority will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Palestinian side as a result of the Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of Palestinian National Authority.
3. Palestinian National Authority will grant privileges, exemptions and benefits no less favorable than those granted to experts of third countries or international organizations performing similar missions to the Japanese and the third country experts referred to in II-1 above and their families.
4. Palestinian National Authority will ensure that the Equipment referred to in II-2 will be utilized effectively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.
5. Palestinian National Authority will take necessary measures to ensure the knowledge and experience acquired by the Palestinian personnel from technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the laws and regulations in force in Palestinian National Authority, Palestinian National Authority will take necessary measures to provide at its own expense:
 - (1) Services of the Palestinian counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex IV;
 - (2) Land, buildings and facilities as listed in Annex V;
 - (3) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided by JICA listed in II-2;
 - (4) Means of transport and travel allowances for the Japanese and the third country experts for official travel within Palestinian National Authority; and
 - (5) Suitably furnished accommodation for the Japanese and the third country experts and their families.
7. In accordance with the laws and regulations in force in Palestinian National Authority,



SA



Palestinian National Authority will take necessary measures to meet:

- (1) Expenses necessary for transportation within Palestinian National Authority of the Equipment referred to in II-2 as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
 - (2) Custom duties, internal taxes and any other charges, imposed in Palestinian National Authority on the Equipment referred to in II-2; and
 - (3) Running expenses necessary for the implementation of the Project.
8. The Palestine side will take necessary measures to coordinate with the Israel side as needs arise.
9. Palestinian National Authority will provide security for the Japanese and the third country experts referred to in Annex II upon request by JICA.

IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. Deputy Minister, Ministry of Local Government, as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
2. Director General, Ministry of Local Government, as the Project Manager, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project.
3. The Japanese Team Leader will provide necessary recommendations and advice to the Project Director and the Project Manager on any matters pertaining to the implementation of the Project.
4. The Japanese experts will provide necessary technical guidance and advice to the Palestinian counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.
5. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, a Joint Coordinating Committee will be established as described in Annex VI.

V. JOINT EVALUATION



Evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA and the authorities concerned of Palestinian National Authority, at the middle and during the last three months of the cooperation period in order to examine the level of achievement.

VI. CLAIMS AGAINST EXPERTS

Palestinian National Authority undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese and the third country experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in Palestinian National Authority except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese and the third country experts.

VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between JICA and Palestinian National Authority on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

VIII. AMENDMENT AND MODIFICATION

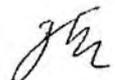
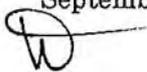
Amendment or modification of this Attached Document may be negotiated between JICA and Palestinian National Authority and shall be agreed on by a written document signed by JICA and Palestinian National Authority.

IX. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

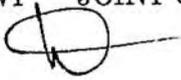
For the purpose of promoting support for the Project among the people of Palestinian National Authority, Palestinian National Authority will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of Palestinian National Authority.

X. COOPERATION PERIOD

The duration of the technical cooperation for the Project will be three (3) years from September 1, 2005.



- ANNEX I PROJECT PLAN
- ANNEX II LIST OF EXPERTS
- ANNEX III LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT
- ANNEX IV LIST OF PALESTINIAN COUNTERPARTS AND ADMINISTRATIVE
PERSONNEL
- ANNEX V LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES
- ANNEX VI JOINT COORDINATING COMMITTEE



SA

JL

ANNEX I PROJECT PLAN

Project Title: The Project for Capacity Development on Solid Waste Management in Jericho and Jordan River Rift Valley

Target Groups: Personnel in charge of Solid Waste Management in Palestinian National Authority

1. Overall Goal

- (1) In Palestinian National Authority, a basic policy and a concrete action plan on integrated solid waste management are formulated.
- (2) Effective system of solid waste management modeling Jericho and Jordan River Rift Valley is diffused in Palestinian National Authority.

2. Project Purpose

- (1) Sustainable and sanitary system of solid waste management is introduced to Jericho and Jordan River Rift Valley.
- (2) Experiences of improvement on solid waste management in Jericho and Jordan River Rift Valley are shared as a model for other areas in Palestinian National Authority.

3. Project Output

Output 1: Organization for Project operation is established.

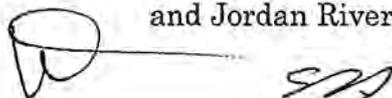
Output 2: Solid waste management system in Jericho and Jordan River Rift Valley is studied.

Output 3: Present situation of solid waste management in Jericho and Jordan River Rift Valley is grasped.

Output 4: Action plan for improvement of solid waste management in Jericho and Jordan River Rift Valley is formulated.

Output 5: The action plan is put into practice and the improvement is made.

Output 6: Seminars/workshops are held and Project experiences in Jericho and Jordan River Rift Valley are diffused among Palestinian local



governments.

Output 7: Those who are in charge of solid waste management in local governments and related ministries acquire basic knowledge on integrated solid waste management.

4. Project Activities

4.1 Activities under Output 1

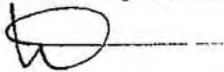
- (1) Joint Coordinating Committee (JCC) is established and committee meetings are held regularly.
- (2) Project implementation schedule and monitoring and feedback system are established.

4.2 Activities under Output 2

- (1) Survey on present situation of organizational and institutional structure on solid waste management
- (2) Capacity assessment and improvement needs analysis
- (3) Organizational and institutional arrangement for solid waste management
- (4) Introduction of financing and accounting system on solid waste management
- (5) Public awareness of the Project
- (6) Consultative meetings with the local governments, members of the Joint Councils for Services, Planning and Development for solid waste management in Jericho and Jordan River Rift Valley (hereafter referred to as "the JCSPD")

4.3 Activities under Output 3

- (1) Examination of existing reports, documents and planning for baseline survey
- (2) Implementation of baseline survey (volume and composition of waste)
- (3) Survey on conditions of waste collection and transportation (including illegal waste disposal) and report making
- (4) Survey on conditions of final disposal sites (including pollution of underground water) and report making
- (5) Survey on conditions of medical waste management and report making



- (6) Making consolidation report on baseline survey
- (7) Seminars/workshops on baseline survey

4.4 Activities under Output 4

- (1) Formulation of draft action plan for improvement of solid waste management based on baseline survey results
- (2) Workshop open to public is held to elaborate a draft action plan
- (3) Finalization of action plan and report making

4.5 Activities under Output 5

- (1) Improvement of waste collection and transportation, and their manuals & report making
- (2) Improvement of final disposal sites, and its operation manual & report making
- (3) Making consolidation report on the implementation of action plan (including recommendations to Palestinian National Authority)

4.6 Activities under Output 6

- (1) Holding seminars for those who are in charge of solid waste management in local governments
- (2) Making textbooks for seminars

4.7 Activities under Output 7

- (1) Preparation of training in Japan and/or the third country
- (2) Implementation of training course in Japan and/or the third country
- (3) Monitoring and follow-up of the action plan of each training participant



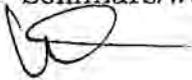
S/A



ANNEX II LIST OF EXPERTS

The short-term experts in the following fields may be dispatched depending on needs as specified in the plan of operation.

1. Team leader and capacity development
2. Solid waste management planning for urban area
3. Solid waste management planning for rural area
4. Medical waste management
5. Environmental and social impact mitigation
6. Dumping site management
7. Seminars/workshops



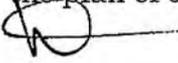
ANNEX III LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT

The following machinery and equipment necessary for the implementation of the Project will be provided.

1. Equipment for dumping site improvement
2. Equipment for training

The above mentioned equipment is limited to those necessary for the technical cooperation activities by the Japanese and the third country experts. The detailed contents, specification and quantity of the above mentioned equipment will be decided within the budget allocated for the Project.

Additional machinery and equipment may be determined through the discussion between both sides as necessity arises, and it will be reflected to the plan of operation.



ANNEX IV LIST OF COUNTERPARTS AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Administrative personnel

(1) Project Director: Deputy Minister, Ministry of Local Government 副市長

(2) Project Manager: Director General, Ministry of Local Government 衛生局長

(3) Supporting staff:

Other administrative and clerical personnel, secretaries, drivers and workers necessary for the smooth implementation of the Project

2. Technical counterpart personnel

Personnel in charge of solid waste management in local governments, members of the JCSPD in Jericho and Jordan River Rift Valley



ANNEX V LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

1. Office space with furniture for the Japanese experts and their supporting staff
2. Room(s) for seminars/workshops
3. Land necessary for the implementation of the Project



ANNEX VI JOINT COORDINATING COMMITTEE

1. Functions

The Joint Coordinating Committee shall call for a meeting at least once a year and whenever deemed necessary in order to fulfill the followings:

- (1) To formulate and review annual plan of operation of the Project within the framework of the Project Plan
- (2) To review the overall progress and achievement of the Project
- (3) To review and exchange opinions on major issues that arise during the implementation of the Project
- (4) To modify project activities, if necessary

2. Chairperson and members

(1) Chairperson

~~The chairperson will be the Project Director~~

(2) Committee members

1) Palestinian side

~~The Project Manager~~

- Representative from Ministry of Local Government
- Representative from Ministry of Planning
- Representative from Ministry of Health
- Representative from Environmental Quality Authority
- Representative from Jericho Governorate
- Representative from Jericho municipality
- Others appointed by the Committee as required

*Jericho
Regional development planning*

2) Japanese side

- JICA Palestine Office
- JICA Experts
- Embassy of Japan
- Others appointed by JICA Head Quarters



SA

